

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 9 日

各 { 都 道 府 県
特 別 区
保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号。以下「指定令」という。）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が施行されたところです。

今般、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されていること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先の医療機関について下記の通りまとめましたので、御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

なお、今回の依頼に関しては、新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一部の地域で一時的に多数報告されていること等を踏まえた暫定的な依頼であり、平時における感染症対策に及ぶものではないことを申し添えます。

記

- 1 指定令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）においては、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者については、原則、感染症指定医療機関における感染症病床に入院させなければならないこととなっているが、法第 19 条第 1 項ただし書において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能となっていること。
- 2 具体的に、新型コロナウイルス感染症の患者等を医療機関に搬送する場合、以下の点につき留意すること。
 - ①法第 19 条第 1 項ただし書に該当する場合であっても、基本的には、感染症指定医療機関に搬送すること（ただし、感染症病床に入院させる必要はないこと。）
 - ②医療機関においては各地域の住民に対する感染症に関する医療を提供する必要があること等に鑑みて、新型コロナウイルス感染症患者等を感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させる場合、または、感染症指定医療機関以外の医療機関に搬送する場合については、下記の点が確保されていること。
 - ・個室に入院させることが望ましいが、新型コロナウイルス感染症の診断が確定している患者においては、同一の病室で治療することも差し支えないこと
 - ・入院患者が使用するトイレが他の患者等とポータブルトイレ等の使用により共同使用ではないこと
 - ・その他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める感染症指定医療機関の基準」（平成 11 年 3 月 19 日厚生省告示第 43 号）及び「感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて」（平成 16 年健感発各都道府県衛生主管部（局）長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参考にしつつ、適切に病床を確保すること

<参考>

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める感染症指定医療機関の基準」（平成 11 年 3 月 19 日厚生省告示第 43 号）
- 「感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて」（平成 16 年健感発第 0303001 号各都道府県衛生主管部（局）長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受入れについて

昨日、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先の医療機関について周知を依頼したところです。

それを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることに対する医療法（昭和23年法律第205号）における取扱い並びに院内感染の防止策について下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

記

1. 医療法における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条第1項ただし書において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能である。それに基づき、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を一般病床、療養病床、精神病床又は結核病床の病室に入院させることに対する医療法における取扱いとしては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第10条ただし書の臨時応急の場合に該当する。

なお、今回の取扱いに関しては、新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一部の地域で一時的に多数報告されていること等を踏まえた暫定的な取扱いであり、平時における取扱いに及ぶものではないことを申し添える。

2. 院内感染防止について

医療機関における院内感染対策については、医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号の規定並びに「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）及び「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年1月31日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡）等に基づき、貴管下医療施設に対する周知及び指導をお願いしているところであるが、新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受入れの有無にかかわらず、貴管下医療施設に改めて周知及び指導方願います。

また、新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受入れを行う医療機関に当たっては、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）の留意点も御確認いただきたい。

以上